Press Release

国土交通省　北陸地方整備局
金沢河川国道事務所

記者発表資料

令和８年１１月１９日（木）
配布：石川県政記者クラブ
扱い：発表日の１４時解禁

手取川・梯川流域治水対策協議会※1 令和８年度第２回「令和４年８月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会」を開催します

～北陸国管理河川初※2の特定都市河川※3指定に向け意見交換します～

○現在、梯川水系では、令和４年８月豪雨災害を踏まえて策定した「梯川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、国、県、市等が連携し、様々な対策を組み合わせた流域治水の取組を推進しています。
○第１回に引き続き、梯川水系においてさらなる流域治水対策の推進を図る特定都市河川の指定について、関係者との合意をはかるため、第２回検討部会を開催し、意見交換を行います。

※1流域治水協議会とは、国・県・市町、企業等の流域のあらゆる関係者が参画し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」について協議するために開催されるもの（手取川・梯川流域治水協議会等の構成員は、別紙参照）

※2梯川の直轄管理区間が特定都市河川に指定されると、北陸地方整備局管内で初めての指定となります。

※3特定都市河川とは、都市部を流れる河川のうち、洪水による被害の恐れが大きく、総合的な治水対策が必要な河川として国や都道府県が指定した河川のこと

記

１．日時　　：令和８年１１月２５日（水）１４：００～

２．会議方法　：対面方式（公開）

３．場所　　：能美市防災センター　研修室
　　能美市寺井町ク9番地1

４．次第　　：別紙参照

５．取材について　：取材希望の場合は事前登録をお願いします。
　　当日の受付は　１３時３０分から開始予定です。

北陸地方整備局
国土交通省　金沢河川国道事務所

お問い合わせ先

【事務局】
国土交通省　北陸地方整備局　金沢河川国道事務所
流域治水課長　廣瀬（ひろせ）　昌宏（まさひろ）　076-264-9910（流域治水課　直通）

事前登録書

※送付票は不要です。
FAX番号　076－233－9612
金沢河川国道事務所　流域治水課　行き

手取川・梯川水系流域治水協議会

令和８年度第２回

「令和４年度８月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会」

【事前登録書】

傍聴・取材を希望される報道機関は、以下に必要事項を記入の上、ＦＡＸまたはメールの送付をお願いします。

ＦＡＸ送付期限：１１月　２４日（火）１２時まで

１．会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．ご氏名（代表者のみ） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．連絡先 ＴＥＬ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．人数 （代表者を含む） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 人

５．テレビカメラの有無 有 無 「有」を選択した場合 ＿＿＿＿ 台

※最少人数でお越し頂くようお願い致します。

手取川･梯川水系流域治水協議会

令和8年度第2回

「令和4年8月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会」

会場案内

場　　所 ：能美市防災センター　研修室
　　能美市寺井町ク9番地1　(0761)58－6600



別紙

令和８年度　第２回　令和４年８月豪雨災害を踏まえた
梯川水系流域治水対策検討部会

議 事 次 第（案）

日　時：令和 ８年 １１月 ２５日（水）
１４：００ ～
場　所：能美市防災センター　研修室

１．開　会

２．出席者紹介

３．議　事

（１）　第１回検討部会のふりかえり

（２）　第１回検討部会での意見に対する対応結果

（３）　浸水被害解消、軽減に向けた目標、対策について
～流域水害対策計画について～

（４）　「特定都市河川」の指定内容について
～ 特定都市河川指定区間、特定都市河川流域～

（５）　まとめと今後の予定

４．閉　会

以 上

手取川・梯川水系流域治水協議会　規約

（設立）

第１条　「手取川・梯川水系流域治水協議会」（以下「協議会」）を設立する。

（目的）

第２条　本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、手取川・梯川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第３条　協議会は、別表－１の職にある者をもって構成する。

２　協議会は、個別課題に係る協議を行うため、必要に応じて第１項別表－１に掲げる構成員の一部からなる部会を設置することができる。部会は、個別課題に係る協議を行い、その結果を協議会に報告する。

３　協議会及び部会へは、構成員の同意を得て、必要に応じて第１項別表－１以外の者を出席させることができる。

（協議会の実施事項）

第４条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

１　手取川・梯川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

２　河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

３　「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

４　その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）

第５条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第６条　協議会の事務局は国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所流域治水課に置く。

（雑則）

第７条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第８条　本規約は、令和２年９月１４日から施行する。

改　正　令和３年３月１０日　（別表－１改め）

改　正　令和４年３月１５日　（別表－１改め）

改　正　令和４年９月　９日　（第３条及び別表－１改め）

改　正　令和６年３月１８日　（第６条及び別表－１改め）

改　正　令和８年７月３１日　（第３条及び別表－１改め）

別表－１

機　関　名	代　表　者
金　沢　市	市　長
小　松　市	市　長
白　山　市	市　長
能　美　市	市　長
野　々　市　市	市　長
川　北　町	町　長
石川県　土木部　河川課	課　長
石川県　土木部　砂防課	課　長
石川県　土木部　都市計画課	課　長
石川県　土木部　建築住宅課	課　長
石川県　危機管理部　防災対策課	課　長
石川県　農林水産部　森林管理課	課　長
石川県　農林水産部　農業基盤課	課　長
国立研究開発法人森林研究・整備機構　森林整備センター 近畿北陸整備局　金沢水源林整備事務所	所　長
近畿中国森林管理局　石川森林管理署	署　長
農林水産省 北陸農政局	地方参事官
ＩＲいしかわ鉄道㈱	施設課長
金沢地方気象台	台　長
北陸地方整備局　金沢河川国道事務所	所　長
＜オブザーバー＞	
北陸電力(株)　手取水力センター	
電源開発(株)　九頭竜電力所（手取川事務所）	

手取川・梯川水系流域治水協議会

令和４年８月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会

目 的

令和４年８月前線停滞による豪雨災害では、石川県内で記録的な大雨となり、小松市内を流下する梯川の埴田水位観測所では計画高水位を超過し、観測史上最高水位となる記録的な洪水となった。

この洪水により、梯川本川の一部で堤防からの越水による氾濫が発生したほか、支川では鍋谷川で堤防が決壊、滓上川等で溢水氾濫、さらに本支川の沿川において広域にわたって内水氾濫による浸水被害が発生するなど、流域全域に甚大な被害をもたらした。

このように水系全体にわたり危機的状況となった今次水害を踏まえ、再度災害防止のための早期の復旧・復興、さらに今後も起こりうるこのような大洪水に対して被害を軽減し、流域全体の安全・安心な暮らしの確保に向けた取り組みを緊急的に実施する必要がある。

そのため、河川の整備などの「氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策」とあわせて「被害対象を減少させるための対策」「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を流域内の関係者が連携して一体的かつ緊急的に進めるため、手取川・梯川水系流域治水協議会の梯川水系に係る関係機関で構成する「令和４年８月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会（以下、「検討部会」）」を設置し、今次災害を踏まえた「梯川水系緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめるものである。

なお、検討部会で取りまとめられたプロジェクトの内容については、手取川・梯川水系流域治水協議会の流域治水プロジェクトの取組内容に位置づけ、推進していくものとし、検討部会にて進捗状況の共有・確認、特定都市河川指定に向けた議論を行っていくものとする。

改訂：令和５年８月２１日
改訂：令和６年３月１８日
改訂：令和８年７月３１日

手取川・梯川水系流域治水協議会
令和４年８月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会

機　関　名	代　表　者
小松市	市　長
能美市	市　長
白山市	市　長
石川県　土木部　河川課	課　長
石川県　土木部　砂防課	課　長
石川県　土木部　都市計画課	課　長
石川県　土木部　建築住宅課	課　長
石川県　危機管理部　防災対策課	課　長
石川県　農林水産部　森林管理課	課　長
石川県　農林水産部　農業基盤課	課　長
国立研究開発法人森林研究・整備機構　森林整備センター 近畿北陸整備局　金沢水源林整備事務所	所　長
近畿中国森林管理局　石川森林管理署	署　長
農林水産省 北陸農政局	地方参事官
ＩＲいしかわ鉄道㈱	施設課長
金沢地方気象台	台　長
北陸地方整備局　金沢河川国道事務所	所　長
＜オブザーバー＞	
必要に応じて出席	